

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食品衛生法	法令の番号	昭和22年法律第233号				
不利益処分の種類	廃棄命令等	根拠条項	第59条				
処分基準	<p>食品業者が、食品衛生法第6条、第10条から12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条若しくは第18条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反した場合、又は第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合は、別紙「行政処分基準」に基づき次の行政処分を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄命令：違反があった食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ（以下、「違反食品等」という）による食品衛生上の危害を除去するために、廃棄させることが適当であり、当該違反食品等の再製、転用、返品等が不適当な場合。 ○ 危害除去措置命令：違反食品等による食品衛生上の危害を除去するために、違反食品等の販売、使用、移動の制限又は回収等の措置が必要な場合。 <p>なお、食中毒その他飲食に起因する衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、弁明の機会の付与の手続を省略することができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次

(別紙) 行政処分基準

不利益処分条項	違反条項	違反の内容	処分区分
法第 59 条	法第 6 条	販売を禁止される食品等の販売等	廃棄命令 危害除去措置命令
	法第 9 条第 1 項	厚生労働大臣が禁止した特定の食品等の販売等	
	法第 10 条	病肉等の販売等	
	法第 11 条	食品衛生管理措置が確認されていない食品等の輸入	
	法第 12 条	指定外添加物以外の販売等	
	法第 13 条第 2 項	規格又は基準等に合わない食品等の販売等	
	法第 13 条第 3 項	規格がない農薬等が一定の量を超えて残留する食品の販売等	
	法第 16 条	有害有毒な器具等の販売等	
	法第 17 条第 1 項	厚生労働大臣が禁止した特定の器具等の販売等	
	法第 18 条第 2 項	規格又は基準等に合わない器具等の販売等	
	法第 18 条第 3 項	ポジティブリスト制度で安全が担保されていない物質の器具等への使用	
法第 20 条	虚偽の又は誇大な表示又は広告等の実施		